

平成29年第3回足寄町議会定例会議事録（第3号）

平成29年9月14日（木曜日）

◎出席議員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	佐々木雅宏君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田聡君
------	------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

- | | | |
|----------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 88号 | 平成29年度足寄町一般会計補正予算（第5号）＜P4～P13＞ |
| 日程第 2 | 議案第 89号 | 平成29年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）＜P4～P13＞ |
| 日程第 3 | 議案第 90号 | 平成29年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）＜P4～P13＞ |
| 日程第 4 | 議案第 91号 | 平成29年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）＜P4～P13＞ |
| 日程第 5 | 議案第 92号 | 平成29年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第2号）＜P4～P13＞ |
| 日程第 6 | 議案第 93号 | 平成29年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）＜P4～P13＞ |
| 日程第 7 | 議案第 94号 | 平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）＜P4～P13＞ |
| 追加日程第 1 | 報告第 13号 | 平成28年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について＜P14～P15＞ |
| 追加日程第 2 | 議案第 97号 | 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について＜P15～P16＞ |
| 追加日程第 3 | 議案第 98号 | 平成29年度足寄町一般会計補正予算（第6号）＜P16～P17＞ |
| 追加日程第 4 | 議案第 95号 | 平成28年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について＜P17～P18＞ |
| 追加日程第 5 | 議案第 96号 | 平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について＜P17～P18＞ |
| 追加日程第 6 | 議案第 99号 | 平成28年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について＜P17～P18＞ |
| 追加日程第 7 | 議案第 100号 | 平成28年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P17～P18＞ |
| 追加日程第 8 | 議案第 101号 | 平成28年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について＜P17～P18＞ |
| 追加日程第 9 | 議案第 102号 | 平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P17～P18＞ |
| 追加日程第 10 | 議案第 103号 | 平成28年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について＜P17～P18＞ |
| 追加日程第 11 | 議案第 104号 | 平成28年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P17～P18＞ |
| 追加日程第 12 | 議案第 105号 | 平成28年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について＜P17～P18＞ |
| 追加日程第 13 | 議案第 106号 | 平成28年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について＜P17～P18＞ |

- 追加日程第 1 4 意見書案第 1 号 適正な地方財政計画の策定を求める意見書（総務産業常任委員会）＜ P 1 8 ～ P 1 9 ＞
- 追加日程第 1 5 意見書案第 2 号 介護保険の負担増及び介護抑制策の導入中止を求める意見書（文教厚生常任委員会）＜ P 1 9 ＞
- 追加日程第 1 6 意見書案第 3 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書＜ P 1 9 ＞
- 追加日程第 1 7 意見書案第 4 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた政策の充実・強化を求める意見書＜ P 1 9 ～ P 2 0 ＞
- 追加日程第 1 8 議員派遣の件＜ P 2 0 ＞
- 追加日程第 1 9 所管事務調査期限の延期について（総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会）＜ P 2 0 ＞
- 追加日程第 2 0 閉会中の継続調査申出書（総務産業常任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会）＜ P 2 0 ＞

午前10時00分 開会

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） おはようございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 昨日開催されました、第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告します。

本日は、議案第88号から議案第94号までの補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

この際、報告をいたします。

町長から提出議案中、お手元に配布の正誤表のとおり、訂正したい旨、文書をもって議長宛てに申し出がありましたので、本件につきましては、さよう訂正することに御了解をいただきたいと思っております。

◎ 議案第88号から議案第94号まで

○議長（吉田敏男君） 日程第1 議案第88号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第5号）の件から日程第7 議案第94号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） ただいま議題となりました、議案第88号平成29年度足寄町

一般会計補正予算（第5号）から議案第94号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号まで一括提案理由を御説明申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第88号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,962万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億8,332万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

12ページ、第2款総務費第1項総務管理費第8目財産管理費第28節操出金におきまして、土地開発基金操出金といたしまして1,720万円を計上いたしました。

第21目情報化推進費第19節負担金補助及び交付金におきまして、ブロードバンド環境整備事業補助金といたしまして2,011万9,000円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

14ページ、第3款民生費第2項老人福祉費第1目老人福祉総務費第15節工事請負費におきまして、大誉地寿の家改修工事といたしまして570万3,000円、上利別寿の家改修工事といたしまして570万3,000円を計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

16ページ、第7目高齢者等複合施設運営費第13節委託料におきまして、認知症高齢者グループホーム実施設計業務といたしまして878万7,000円を計上いたしました。

18ページをお願いいたします。

18ページ、第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費第19節負担金補助及び交付金におきまして、バイオガスプラント

導入支援事業補助金を2億7,000万円減額いたしました。

第7目営農用水道費第15節工事請負費におきまして、昭和地区簡易給水施設配水管移設工事3,502万6,000円減額いたしました。

20ページをお願いいたします。

20ページ、第2項林業費第4目水源林造林事業費におきまして、分収財産管理費といたしましてあわせて1,005万6,000円、水源林造林事業といたしまして1,245万5,000円を計上いたしました。

22ページをお願いいたします。

22ページ、第8款土木費第4項都市計画費第5目公園事業費第15節工事請負費におきまして、里見が丘公園整備工事といたしまして3,311万3,000円を計上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明申し上げます。

8ページにお戻りください。

8ページ、第1款町税第1項町民税におきまして、現年課税分個人町民税といたしまして4,367万9,000円を計上いたしました。

第15款道支出金におきまして、それぞれ事業費見合いの補助金、委託金を計上しております。

10ページをお願いいたします。

10ページ、第18款繰入金第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を7,264万円減額をいたしました。

第19款繰越金第1項繰越金におきまして、前年度繰越金といたしまして7,183万7,000円を計上いたしました。

第20款諸収入第5項雑入におきまして、水源林造林事業収入といたしまして2,251万1,000円を計上し、モアショロ原野螺湾足寄停車場線公安工事に伴う移転補償費を2,340万2,000円減額をいたしました。

第21款町債第1項町債におきまして、辺

地対策事業債を2億6,310万円減額し、過疎対策事業債といたしまして4,040万円を計上いたしました。

以上が歳入の主な事項でございます。

次に4ページにお戻りください。

4ページ、第2表地方債補正変更2件をお願いいたしました。

以上で、平成29年度足寄町一般会計補正予算（第5号）についての説明を終わらせていただきます。

次に、特別会計について御説明を申し上げます。

25ページをお願いいたします。

25ページ、議案第89号平成29年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,465万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,268万2,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

36ページをお願いいたします。

36ページ、第11款諸支出金第1項償還金及び還付加算金第3目償還金第23節償還金利子及び割引料におきまして、返還金といたしまして2,179万9,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

30ページにお戻りください。

30ページ、第8款繰越金第1項繰越金におきまして、一般被保険者前年度繰越金といたしまして2,115万円を計上いたしました。

次に、39ページをお願いいたします。

39ページ、議案第90号平成29年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入において財源調整を行ったもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので省略をさせていただきます。

す。

次に45ページをお願いいたします。

45ページ、議案第91号平成29年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入において財源調整を行ったもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので省略をさせていただきます。

次に、53ページをお願いいたします。

53ページ、議案第92号平成29年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,017万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,187万8,000円とするものでございます。

歳出から御説明を申し上げます。

58ページをお願いいたします。

58ページ、第4款諸支出金第1項償還金及び還付加算金第2目償還金第23節償還金利子及び割引料におきまして、返還金といたしまして1,171万円を計上いたしました。第5款基金積立金第1項基金積立金第1目基金積立金第25節積立金におきまして、介護給付費準備基金積立金といたしまして846万5,000円を計上いたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

第7款繰越金第1項繰越金におきまして、前年度繰越金といたしまして1,894万9,000円を計上をいたしました。

次に、61ページをお願いいたします。

61ページ、議案第93号平成29年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入において財源調整を行ったもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

次に、67ページをお願いいたします。

67ページ、議案第94号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億972万8,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、省略をさせていただきます。

以上で、議案第88号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第5号）から議案第94号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第88号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第5号）の件の質疑を行います。

12ページをお開きください。

歳出から始めます。款で進めます。

12ページから14ページ、第2款総務費、質疑はございませんか。

4番。

○4番（木村明雄君） 12ページ、ブロードバンド環境整備事業についてお伺いをいたします。

これについては、既に私の考えでは、足寄町の市街地より光ケーブルが設置され、国道沿いに進んでいるものと考えておりましたが、このたびブロードバンドの環境整備事業が施工されることに当たり、光ケーブルの設置は現在のところ市街の町ですか、中心地だけなのか、それともまた愛冠それから郊南、そしてまた旭町、これらはどうなっているのか、その辺お伺いしたいと思います。

それと、このたびのブロードバンド環境整備事業について、基地局を設置し無線環境に

なるようですが、これについて詳しくお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

まず市街地及びその周辺の光回線超高速ブロードバンドの関係でございますけれども、現在は旭町、栄町、西町、下愛冠まで光回線で超高速ブロードバンドが整備されております。

今回はそれを旭町からさらに卓球工場、三英テーブル・テニス・ファクトリー、そこまでを会社は違いますが延ばすという、超高速ブロードバンド環境を延長する、拡張するというものでございます。

これは世界的にも名をはせた三英テーブル・テニス・ファクトリーの通信環境を整えて、いろいろ本社とか関係会社との連絡を、連携を図るために必要という部分と、車両センターが途中にございますので、車両センターについては防災拠点として非常に重要な位置づけにありますので、さらに通信環境をよくしようということで、こちらの方面の拡張が実現したものでございます。

基地局でございますけれども、三英テーブル・テニス・ファクトリーの少し手前のあたりに基地局を建設いたします。それは今回拡張していただける通信会社のほうで検討した結果、そこに基地局を設置することが効率的ということで設置となりました。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） わかりました。

それでは、次に質問をしたいと思います。

この計画の説明資料では、三英事業所、ケアハウス、それからイチゴ栽培施設、そして車両センターと4軒になっておりますが、この基地局内エリア4軒でありますけれども、そのほかに会社だとか、それからまた個人においてブロードバンド環境、ネット希望があれば簡単に利用することができるものなのかどうか、その辺も伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

回線が伸びますので、それは御希望があれば接続できるものでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） それでは、もう一つお伺いをしたいと思います。

電話回線のアナログ回線にデジタル信号を転送させるISDNまたはADSL回線がありますが、2025年をめどにアナログ電話の固定電話を廃止する計画があるそうですが、これでは、これから先に向けて市街地はいいわけなのですが、市街地から離れた在についてはこれ利用者は使用できなくなるのかなのか、その辺もちょっと伺いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

今お話のありましたように、光回線による超高速ブロードバンドは先ほど説明いたしましたエリアでして、それ以外の部分は議員御指摘のようにADSL回線等となっております。この部分につきましては、今後の課題としてその年次までに整理させていただくことになると思いますので、今の段階で確たることを申し上げられませんので御了承いただきたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 他に、総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 14ページから16ページ、第3款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に参ります。

16ページから18ページ、第4款衛生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に18ページから

20 ページ、第6 款農林水産業費、質疑はございませんか。

11 番。

○11 番（高橋秀樹君） バイオガスプラントの導入支援事業について、これ減額になっております。

昨日、9 番議員の一般質問の中でその大体の概要をつかめたと思うのですけれども、再度この内容について御説明を願えればと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 昨日町長からも説明させていただいたのですけれども、実は当初、単年度で建設をするという計画で事業を進めておりました。事業申請時についてなのですけれども、国の補助を受けるときに申請時期だとかその後の年次計画、これについて4 月以降の部分になるということと、それと実は一次採択時の補助金の割り当て、これも相当割り当て率がないということで二次募集にかけました。二次募集が6 月の中旬までに国に提出するよと。それをもとに国の採択を待つということになると、7 月以降に着工になっていくということになったときに、この工事についてはおおむね1 年ぐらいはかかるということもあって、それでいけば年内に完成できないということで、再度、国と事業申請時に計画書を2 年計画に立てさせていただきました。その結果、事業に基づいての計画書にも2 年計画で承認を受けたために、本年度については必要な分だけの事業費ということで2 億7,000 万円の減額をさせていただきました。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 11 番。

○11 番（高橋秀樹君） ということは、複数年度でこの事業を行われるということは、昨日町長がおっしゃっていたように、補助金の率が大幅減額されていると。しかしこれで採択されたということは、その補助金率が下がるということはもうないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

この国の採択事業につきましては、単年度に対する採択補助ということになっております。ですから2 年目、30 年に向けては再度公募に伴って事業申請を行います。その結果、うちのほうも最善を尽くしていきますけれども、そのときの採択状況で確定ということについてはこの場では語るができないということで、申しわけないのですけれどもそういうことで御理解願いたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 11 番。

○11 番（高橋秀樹君） ということは、この事業がもっと膨らんでいくという可能性はあるということで認識してよろしいですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） 私のほうから答弁をさせていただきます。

先ほど経済課長から答弁させていただいたとおり、当初は29 年度単年度でいこうということだったのですけれども、国の予算づけがぐっと圧縮されて、当初補助決定受けたのが5,800 万円程度ということで、私どもも大慌てになったのですけれども、それで何とか穴埋めする方策はないかということで、これはもちろん国、農政関係でいきますと北海道農政事務所というところがあるのですけれども、そこだとか、あるいは北海道、道庁も含めていろいろ相談をした結果、一次募集した結果、これではできないという、手をおろすところが出てきたということで再度二次募集をしますと。その仕組み自体もちょっと違和感感じておかしくないかいと。申請したよりも相当低いのだから、そこに増額で丸すればいいんじゃないですかということをおっしゃっていただいたのですけれども、仕組み上やっぱりもう一度申請する、出せと。1 回目の5,800 万円は確定、足りない分の補助申請をしよう。そのときに、これも農水あるいは北海道農政事務所との協議の中で、足寄町さん、単年度ということであつたけれ

ども、これやっぱり2カ年にしたほうがいいのではないのか、それは先ほど説明あったとおり、工期の関係も含めて補助申請が大分ずれ込んできたということもあるものですから、そういう形で二次の申請を上げた。ここでまた約4,400万円の補助金をいただけました。ですから、2カ年の事業に分けたときに、29年度分については1回、2回と分かれましたが、この分割した分については要望どおりの額がついたなど。問題は、では来年、これはどうなるかということ。私どもの会計上のやつでいきますと、2カ年にわたる事業でいけば債務負担行為のお願いをして、それで確定をしてこの事業確定という形で運ぶ、そういう形になるのですかということ、それはまたこの補助事業の仕組み上そうなりません。来年分は来年分でも申請をしてください。これまた注釈つくのですけれども、ことしやったからといって来年確約するものではありません。冗談ではない。いざやったけれどもはしごを外されるようなものだという話もしたのですが、これは公式な話ではありませんけれども、いろいろ国会議員の先生などもいろいろこう、いろいろこうやっているのですけれども、農政の立場としてはそうは言わざるを得ないでしょう。だけれども実際着工したのだから、それこそ来年はだめよということには100%とはこれまた先生方も言えませんが、そこは大丈夫でないのかという、そんな内々のお話もいただいていますから、そこはまたしっかりと対応させてもらいたいなというように思っています。

ただ、昨日もちょっとお答えしたとおり、補助対象外の部分がありますよね。とりわけ今、農協さんとも打ち合わせをさせていただいているのは機械関係が全くこの補助事業の対象外なのです。ですから、これはまた別な形の中での別メニューを今、とりわけ道庁のほうといろいろ相談をさせていただいているところでございます。これはリース事業になるのか何になるのか、今、畜産クラスターと

いうこともありますから、それに乗れないのかどうか、これもまた完成時期との関係も含めてなかなか微妙なといえますか、詳細の打ち合わせをしながらいかないと、プラントできました、だけれども散布する機械が1年後でないと入りませんという、そんな補助事業ではこれどうしようもありませんから、いずれにしても遺漏のないような形で打ち合わせを密接にしながら、また関係機関とも連携をしながら実現に向けて着実に前進していきたいというふうに思っていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 11番。

○11番（高橋秀樹君） 町長の思い等々含めて理解をしたつもりです。

ということで、来年度以降、もしですよ、この補助金が減額されるなり、もし可決されないということになったときでも、足寄町としてはしっかりとバックアップ体制をとっていくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） もう一度補助金ベースでちょっとお話ししますと、29年度は1億1,097万8,000円の補助決定をいただきました。昨日ちょっとおおよそ3億円と言いましたが、これちょっと間違いがありまして、平成30年度は補助金ベースで予定しているのは約8,500万円。ですから両方合わせますと1億8,600万円。もうちょっと説明させていただきますと、昨日御説明したとおり、FIT、発電にかかわる施設は補助対象外だよということで、補助金対象の事業費が5億6,000万円、これの3分の1ということで、来年約8億5,000万円弱の補助金がつけば、今の現行の3分の1の満額をいただける。万万が一これが国の事業によってつかないということであれば、この8,400万円相当の財源をどうするかというような、これもまた農協さんが事業主体ですから、農協さんがしっかりとその手

立てを考えなくてはいけないのですけれども、これはもう町としてもしっかりとそのところはバックアップをしながら、場合によっては本当にまた議会にもまた相談をさせていただくという場面も出るかもしれませんけれども、現在のところそこは想定しなくて大丈夫だろうというふうに思っていますので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（吉田敏男君） 他に、農林水産業費ありませんか。

1 番。

○1 番（熊澤芳潔君） それでは、農業振興費の農業振興管理経費の中の、今 84 ページを見せてもらっているのですけれども、この詳しい内容をお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） これにつきましては、稲牛地区と上螺湾地区の営農されている方のところに伴う給水補修工事ということに対しての補助金を提案しているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 1 番。

○1 番（熊澤芳潔君） 通常の水道の経費ですか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 通常というのか、この地区については畜産経営しているので、牛舎の改築等、増築等に伴って水不足が発生しているのです、そこに伴う水の供給でございます。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 1 番。

○1 番（熊澤芳潔君） 私ちょっと勉強不足なのかどうか分かりませんが、通常は本線があって、そして枝が出て枝については一切本人負担ということだと思っておりますけれども、今のですと施設までの経費を出てますよ。それでよろしいのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 個人の給水施設に対する補助です。濟みません、申しわけな

いです。要は町の水道というか、簡水でも営農用水でもなく自家所有に対する給水ということで、そこに伴ううちである足寄町農家給水施設補修補助金、これを活用して行う施設でございます。

○議長（吉田敏男君） 1 番。

○1 番（熊澤芳潔君） 説明ちょっとわからないのですけれども、いずれにしても通常は町が水道施設をつくって、皆さんに配給しますよということなのですから、今回農業者に対して 2 戸に対して配水するのですけれども、それは自分たちで掘ってとか、それからどこか川から流れてきたところからやるとかということに対しての考え方だと思うのですけれども、それを施設だとか住宅までの部分も含めてこれを補助するよと、こういうことなのですか。今までそういった住宅だとか牛舎だとかについては、通常は自分たちで施設はつくったのかなという気がする、費用を払ってつくったのかなという気がするのです、そういうことについてちょっと説明詳しくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） ここで若干休憩をいたします。

午前 10 時 37 分 休憩

午前 10 時 40 分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでよろしいですか。

他に農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に参ります。

20 ページ、商工費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に、20 ページから 22 ページ、第 8 款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 次に参ります。

22 ページ、第 9 款消防費、質疑はござい

ませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に参ります。

第10款教育費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 歳出総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、8ページにお戻りください。

歳入に入ります。

8ページから11ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 歳入総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、4ページにお戻りください。

第2表地方債補正変更2点、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 全体に対する総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第88号平成29年度足寄町一般会計補正予算(第5号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第88号平成29年度足寄町一般会計補正予算(第5号)の件は、原案のとおり可決されました。

25ページをお開きください。

これから、議案第89号平成29年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

30ページから37ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第89号平成29年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第89号平成29年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

39ページをお開きください。

これから、議案第90号平成29年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

42ページ、歳入、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第90号平成29年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第90号平成29年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

45ページをお開きください。

これから、議案第91号平成29年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件の質疑を行います。

50ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第91号平成29年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第91号平成29年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

53ページをお開きください。

これから、議案第92号平成29年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

58ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第92号平成29年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第92号平成29年度足寄町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

61ページをお開きください。

これから、議案第93号平成29年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

64 ページ、歳入、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第93号平成29年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第93号平成29年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

67 ページをお開きください。

これから、議案第94号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

72 ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第94号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第94号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いをいたします。

午前10時52分 休憩

午前11時21分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長(吉田敏男君) 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長(榊原深雪君) ただいま、開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告します。

これより、本日の議事日程に追加し、最初に報告第13号の報告を受けます。

次に、議案第97号と議案第98号一般会計補正予算の提案説明を受けた後、次に議案第95号、議案第96号と議案第99号から議案第106号までの各会計の決算認定については、提案理由の説明を受け質疑を行った後、平成28年度決算審査特別委員会を設置し、閉会中の審査といたします。

次に、9月5日の本会議において、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託いたしました意見書案第1号から意見書案第2号の審査報告を受け、審議を行います。

次に、意見書案第3号と意見書案第4号を即決で審議いたします。

次に、議員派遣の件と、総務産業常任委員会・文教厚生常任委員会から所管事務調査期限の延期について、総務産業常任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会からの閉会中継調査申出書について審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議は、本日をもって全て終了する予定であります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することに決定をいたしました。

◎ 報告第13号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第1 報告第13号平成28年度足寄町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、報告第13号平成28年度足寄町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のとおり報告するもの

でございます。

1点目といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字のため数値の表示はございません。

実質公債費比率は8.6%でございます。昨年が8.7%ございましたので、0.1%下回っております。将来負担比率はマイナスでございますので、数値の表示はございません。

2点目は、法律第22条第1項の規定に基づく公営企業会計の資金不足比率でございますが、上水道事業会計、国民健康保険病院事業会計、簡易水道特別会計、公共下水道事業特別会計、いずれの会計につきましても資金不足は生じておりませんので、数値の表示はございません。

2ページ、3ページに監査委員の意見書を添付してございます。

4ページ、5ページに積算資料を添付しておりますので、4ページをお願いいたします。

まず、健全化判断比率の中の実質赤字比率でございますが、分子に一般会計等の実質赤字額、分母を標準財政規模として計算することとされておりまして、この数値を当てはめて算出いたしますと、足寄町における比率は黒字となっております、マイナス3.94%となっております。

国が示しております基準につきましては、早期健全化基準が14.77%、財政再生基準が20%となっておりますので、いずれも基準を下回っております。

次に、連結実質赤字比率でございますが、分子を連結実質赤字額、分母を標準財政規模として算出することとされておりまして、

足寄町における比率につきましては、この算式に当てはめて算出いたしますと黒字となりまして、マイナス14.55%となっております。

国の基準が、早期健全化基準が19.77

%、財政再生基準が30%となっておりますので、これにつきましても国の基準を下回っております。

次に、実質公債費比率3カ年平均でございますが、公債費等が標準財政規模に比べるとどの程度の割合になるかをあらわす比率でございます。

足寄町における比率は、平成26年度が8.0%、平成27年度8.6%、平成28年度9.3%、3カ年平均で8.6%となっております。

国の基準でございます、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっておりますので、国の基準を下回っております。

次に、5ページをお願いいたします。

将来負担比率でございますが、将来負担額といたしまして、下のほうに片仮名のイからチまで記載してございますが、この合計額等を分子といたしまして、標準財政規模等を分母といたしまして算出をいたします。これで算出いたしますと、足寄町における比率につきましては、マイナス28.7%となっております。

国の基準は、早期健全化基準350%でございますので、これも基準を下回っております。

次に、公営企業にかかわる資金不足比率でございますが、いずれの会計も赤字決算とはなっておりませんので、国の基準とはなっておりません。国の基準であります経営健全化基準20%を下回っております。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第97号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第2 議案第97号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま、議題となりました議案第97号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更するものでございます。

同組合の構成団体の2団体の名称が変更となったことから、規約の変更が必要となったものでございます。

規約の変更は、地方自治法第286条第1項により、関係地方公共団体の協議により定め、協議については同法第290条第1項により議会の議決を経なければならないこととなっておりますことから、議会の議決をお願いするものでございます。

改正する規約の内容は、別表1の西胆振消防事務組合を西胆振行政事務組合に、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に改めるものでございます。

附則において、施行期日を総務大臣の許可の日からと定めております。

6ページ右側に新旧対照表を添付してございますので、御参照をお願いしたいと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま

す。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第97号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第97号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第98号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第3 議案第98号平成29年度足寄町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長 安久津勝彦君。

○町長(安久津勝彦君) ただいま、議題となりました議案第98号平成29年度足寄町一般会計補正予算(第6号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

追加補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第98号平成29年度足寄町一般会計補正予算(第6号)について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,602万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億9,934万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

6ページ、第2款総務費第1項総務管理費第5目文書広報費第19節負担金補助及び交付金におきまして、ふるさと会活動支援交付金といたしまして34万円を計上いたしました。

第14目企画振興費第15節工事請負費におきまして、多目的交流施設改修工事といたしまして1,535万7,000円を計上いたしました。

次に、歳入につきましては、第18款繰入金第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金といたしまして1,602万1,000円を計上いたしました。

以上で、議案第98号平成29年度足寄町一般会計補正予算(第6号)の提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどをよろしくお願いを申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

6ページから7ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第98号平成29年度足寄町一般会計補正予算(第6号)の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第98号平成29年度足寄町一般会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第95号から議案第106号まで

○議長（吉田敏男君） 追加日程第4 議案第95号平成28年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件から追加日程第13 議案第106号平成28年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件までの10件を一括議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま、議題となりました議案第95号平成28年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について及び議案第96号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について並びに議案第99号平成28年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第106号平成28年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由の御説明を申し上げます。

提出議案書21ページをお願いいたします。

議案第95号平成28年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成28年度足寄町上水道事業会計決算に伴う剰余金処分計算書案のとおり処分し、あわせて同法第30条第4項の規定により、平成28年度足寄町上水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第96号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成28年度足寄町国民健康保険病院事

業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

追加提出議案書の7ページをお願いいたします。

議案第99号平成28年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度足寄町一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第100号平成28年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第101号平成28年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第102号平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

8ページをお願いいたします。

議案第103号平成28年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第104号平成28年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業

特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第105号平成28年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第106号平成28年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成28年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

以上で、議案第95号平成28年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について、及び議案第96号平成28年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について並びに議案第99号平成28年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第106号平成28年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまで、一括提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本件につきましては、議長と議会選出監査

委員を除く11人の委員で構成する平成28年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることにしたいと思います。

なお、議会は平成28年度決算審査特別委員会に対し地方自治法第98条第1項の規定による審査を付与することにしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長と議会選出監査員を除く11人の委員で構成する平成28年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査にすることに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に特別委員会を開催し、正副委員長
の互選をお願いをいたします。

午前11時45分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 諸般の報告をいたします。

平成28年度決算審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告をいたします。

委員長に高道洋子君、副委員長に高橋秀樹君、以上のとおりです。

ここで、暫時休憩をいたします。

昼食のため、1時再開といたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 意見書案第1号

○議長（吉田敏男君） 追加日程第14 意

見書案第1号適正な地方財政計画の策定を求める意見書の件を採決をします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第1号適正な地方財政計画の策定を求める意見書の件は、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

◎ 意見書案第2号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第15 意見書案第2号介護保険の負担増及び介護抑制策の導入中止を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、9月5日に提出者より文面の訂正をしたい旨、議長宛て申し出がありましたので、別紙配布のとおり訂正することに御了解をお願いをいたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第2号介護保険の負担増及び介護抑制策の導入中止を求める意見書の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 意見書案第3号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第16 意見書案第3号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の件を議題といたします。

本件につきましては、条例第65条第3項の規定により提案理由の説明を省略をいたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第3号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第4号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第17 意見書案第4号森林・木材産業の成長産業化に向けた政策の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましても、条例第65条第3項の規定によりまして提案理由の説明を省略をいたします。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第4号森林・木材産業の成長産業化に向けた政策の充実・強化を求める意見書の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第4号森林・木材産業の成長産業化に向けた政策の充実・強化を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議員派遣の件

○議長(吉田敏男君) 追加日程第18 議員派遣の件を議題といたします。

本件について、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議ないものと認めます。

したがって、議員派遣の件は原案のとおり決定をいたしました。

◎ 所管事務調査期限の延期について

○議長(吉田敏男君) 追加日程第19 所管事務調査期限の延期についての件を議題といたします。

総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査については、調査が終わらないので同委員会から次期定例会まで期限を延期されたいとの要求がありました。

お諮りをいたします。

委員会の要求のとおり、期限を延期することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会及び文教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査について、調査の期限を委員会の要求のとおり次期定例会まで延期することに決定をいたしました。

◎ 閉会中の継続調査申出書

○議長(吉田敏男君) 追加日程第20 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

総務産業常任委員会、広報広聴常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、条例第136条の規定によってお手元に配付をいたしましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎ 閉会の議決

○議長(吉田敏男君) お諮りをいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了をいたしました。

したがって、総合条例第28条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

◎ 閉会宣告

○議長(吉田敏男君) これで、本日の会議を閉じます。

平成29年第3回足寄町議会定例会を閉会をいたします。

午後 1時08分 閉会